福祉のひろば

重症心身障害児（者）在宅レスパイト

介護する家族等の負担軽減のため、居宅に訪問看護師を派遣します。

対市内在宅の65歳未満で、主治医の指示で訪問看護サービスを利用し、次のいずれかに該当する方
▷医療的なケアがあり、18歳に達するまでに、愛の手帳１度または２度程度の知的障害があり、かつ身体障害者手帳１級または２級程度の方
▷医療的なケアを必要とする18歳未満の障害児

他▷１回につき２～４時間▷回数制限なし▷年288時間の利用が上限▷世帯の課税状況により、一部自己負担有り

問自立生活支援課相談支援係（☎042-387-9841）

講演会－高次脳機能障害のある方とご家族の心のケアについて

時８月28日㈭午後６時～８時
所前原暫定集会施設
講緑川晶さん（中央大学文学部教授）
定40人（申込順）
申７月15日～８月23日に、障害者地域自立生活支援センターホームページから
問障害者地域自立生活支援センター（障害者福祉センター１階☎042-381-8811FAX042-383-8488）

活き生きボラポ ボランティア登録を随時受け付けます

介護事業所で、お茶出しや話し相手など介護職員の補助的作業のほか、囲碁・将棋の相手など余暇活動の支援をするボランティアを募集しています。ボランティアの実績に応じて、さくらポイントに交換できる活動スタンプが取得できます。

所商工会館
対市内在住で、要支援・要介護認定を受けていない65歳以上の方
他事前に電話のうえ、お越しください
問活き生きボラポ事務局（商工会内☎042-381-8765）

夏！おたよりボランティア募集

一人暮らし高齢者の方々に喜んでいただけるように、残暑見舞いはがきを送っています。社会福祉協議会で用意するはがきの裏面にイラストや文章を自宅で書くボランティアを募集しています。

対小学生以上の方
■枚数１人５枚または10枚
申７月16日～８月８日に、申込フォームから小金井ボランティア・市民活動センター（☎042-387-0011）へ

新たに民生委員・児童委員を決定

新規（７月１日付）

担当地区	担当者
貫井北町３丁目29・30・32～40番	岩橋亜佐子
前原町２丁目１～６・14～19番	岩田美紀

地区担当の変更（７月１日付）

担当地区	担当者
前原町２丁目７～13・20～24番	鈴木寛

ミンジー

問地域福祉課地域福祉係（☎042-387-9915）

小金井さくら体操に参加してみませんか

小金井さくら体操は転倒予防、筋力・柔軟性・バランス力の向上を目的としたご当地介護予防体操です。参加できる会場についてはお住まいの地域の地域包括支援センターへお問い合わせください。

また、市公式YouTubeで小金井さくら体操の動画を公開しています。

体操を通じて、心身ともに元気になりましょう！

対市内在住の65歳以上の方で、要介護認定等を受けておらず、主治医から運動の許可を得ている方
問介護福祉課包括支援係（☎042-387-9845）

地域包括支援センター	担当地区
小金井きた地域包括支援センター（☎042-388-2440）	梶野町、関野町、緑町、本町２・３丁目、桜町１・３丁目
小金井みなみ地域包括支援センター（☎042-388-8400）	前原町、本町６丁目、貫井南町
小金井ひがし地域包括支援センター（☎042-386-6514）	東町、中町、本町１丁目
小金井にし地域包括支援センター（☎042-386-7373）	本町４・５丁目、桜町２丁目、貫井北町

シルバー人材センター

バッグ、エプロン、洋服、小物などを用意しています。なお、洋服の直しは電話で受け付けます。

時７月25日、８月22日、９月26日いずれも金曜日午前10時～午後１時30分
所本町作業所（本町６-５-16）
問シルバー人材センター（☎0422-27-7117）

対象の方には支給のお知らせ等を送付します

定額減税補足給付金（不足額給付）

対令和７年１月１日現在、小金井市に住民登録があり、右表のいずれかに該当する方
■申請期限10月31日㈮
■申請方法等▷７月25日に発送する支給のお知らせが届いた方は、原則手続きは不要です。受給口座の変更や受給を辞退される場合は、８月８日までにご連絡ください▷支給のお知らせが届いた方以外で対象となる世帯には、７月18日より順次、確認書を発送します。確認書が届いた方は、10月31日（消印有効）までに、口座情報等の必要事項を記入し、返信してください

問い合わせ 定額減税補足給付金（不足額給付）コールセンター（☎042-316-1655＝土曜・日曜・祝日を除く午前９時～午後５時）

対　象	給付額
令和６年分所得税および定額減税の実績額等が確定した後に、本来給付すべき額と調整給付額との間で差額が生じた方	令和６年分所得税および定額減税の実績額等が確定した後の本来給付すべき額と調整給付額の差額
次のすべての要件を満たす方 ▷令和６年分所得税額および令和６年度個人住民税所得割額ともに定額減税前税額が０円 ▷税制度上、「扶養親族等」の対象外（青色事業専従者、事業専従者（白色）、合計所得金額48万円超） ▷住民税非課税世帯等に対する給付金（７万円または10万円）の対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない	４万円（令和６年１月１日時点で国外居住者の方は３万円）